

株 主 各 位

大阪市中央区南船場二丁目12番12号

新家工業株式会社

取締役社長 柴 田 龍 彦

第144期 定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第144期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成20年6月26日（木曜日）午後5時15分までに到着するようにご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 平成20年6月27日（金曜日）午前10時
2. 場 所 石川県加賀市山中温泉上原町ルの3 当社山中工場
3. 会議の目的事項
報 告 事 項

1. 第144期（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第144期（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決 議 事 項

- | | |
|-------|------------------------------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役10名選任の件 |
| 第4号議案 | 監査役1名選任の件 |
| 第5号議案 | 退任取締役及び退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件 |
| 第6号議案 | 当社株券等の大量買付け等への対応策（買収防衛策）導入の件 |

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<http://www.araya-kk.co.jp>）において、修正後の事項を掲載させていただきます。

事業報告

(平成19年4月1日から
平成20年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、年度前半は好調な企業収益に支えられ設備投資の増加や雇用情勢の改善が進み、景気は緩やかな回復基調で推移していましたが、年度後半以降、米国のサブプライムローン問題を契機に金融・株式市場の不安や原油・原材料価格の高騰による物価上昇懸念、さらには円高基調の為替動向など、景気は次第に先行き不透明感を強めております。

このような情勢のなかで、鋼管業界におきましては、自動車・造船・機械など輸出関連業種向けの需要は引き続き安定してございました。しかし、企業の設備投資向け鋼材需要は、上期においては堅調に推移しましたものの、下期に入って緩やかになり減少傾向となりました。ステンレス製品につきましては、上期まで続いた大幅な値上がりによりステンレス離れが加速したこともあって、下期から一転値下がりとなりました。しかし、販売量の回復は見られず減少傾向が続きまして。

当社グループといたしましては、製販一体の提案型の営業活動を通じてユーザー紐付販売をさらに強化するとともに、縮小傾向にある流通販売市場においても拡販に努めました。その結果、当連結会計年度の売上高は55,134百万円（前年度比1.3%減）、経常利益は3,203百万円（同12.2%減）、当期純利益は1,557百万円（同14.4%減）となりました。

事業別の概況は、次のとおりであります。

〔鋼管関連事業〕

普通鋼製品につきましては、自動車・造船・機械など輸出関連業種において期を通じて安定した需要が続きました。しかし、上期堅調に推移してございました企業の設備投資向け鋼材需要は、下期に入って緩やかになり、減少傾向となりました。

また、鋼製家具・健康機器・陳列関連向けなどで海外への生産移転の影響もあり、内需産業の生産活動にも足踏み感があって、これらの需要は低調に推移しました。住宅・工場・倉庫・店舗など建築分野においては、改正建築基準法に伴う認可遅れから着工件数が激減し、上期後半から建築用鋼材の荷動きが急速に落ち込みました。下期に入って認可件数が回復傾向にあるものの、鋼材需要は低迷した状況が続きました。流通販売市場におきましても需要減少とメーカー紐付化が進み、流通販売量はさらに減少いたしました。一方、型鋼製品における新製品として取り組んできました自動車用シートレール材は、新規受注もあって順調に販売を拡大しております。

ステンレス製品につきましては、ニッケル相場の暴騰により、鋼管等の材料となるステンレスコイルも大幅値上げが度重なり、ニッケル系からフェライト系へ材質変更されるなど代替品への転換が進み、ステンレス離れが加速しました。また、上期半ばからニッケル相場の急落によりステンレス製品の先安観が表面化し、実需減少の上買い控えもあって荷動きは一段と悪化しました。

このような状況のなか、造船やエネルギー関連・環境関連などの設備向けは比較的安定した需要状況で推移しました。しかし、建材需要はこれまでの減少傾向にさらに改正建築基準法の影響で追い打ちがかかることになり、ステンレス製品全般に販売量の減少傾向が続きました。

その結果、当事業の売上高は53,030百万円（前年度比1.5%減）、営業利益は2,971百万円（同15.6%減）となりました。

〔自転車関連事業〕

国内の自転車業界におきましては、少子化による通学用自転車の需要減少や、さらに増加している中国からの輸入自転車によって国内の自転車生産数は一段と減少し、また、廉価傾向も続きました。

このような状況のもと、リムメーカーとして海外子会社との連携により市場ニーズに合った新製品開発と安全で高品質な製品の供給に努めました。しかしながら、生産・販売数が減少するなかで厳しい状況で推移しました。

商品の企画・販売を行っております「ラレー」ブランドの輸入自転車については、あらゆる年代を通じてのスポーツ・健康志向の高まりもあって、その販売台数は徐々に増加しております。

その結果、当事業の売上高は1,179百万円（前年度比19.8%減）、営業損失149百万円（同4.7%損失増）となりました。

〔その他事業〕

その他事業は、機械設備関連の売上ならびに不動産賃貸収入などであります。

自動二輪車用リムの大型製造設備の輸出がありましたものの、部品加工用の輸入機械の販売につきましては、相手先の設備投資の次期持越しなどもあって低調に推移しました。

不動産賃貸収入につきましては、東京工場跡地の地代収入を中心に安定した業績をあげております。その結果、当事業の売上高は924百万円（前年度比78.5%増）、営業利益は421百万円（同37.5%増）となりました。

事業別売上高

区 分	当連結会計年度 (平成19年4月1日から 平成20年3月31日まで)		前連結会計年度 (平成18年4月1日から 平成19年3月31日まで)		前年度比	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	増減率
鋼管関連事業	53,030	96.2	53,849	96.5	819	1.5
自転車関連事業	1,179	2.1	1,471	2.6	291	19.8
その他事業	924	1.7	517	0.9	406	78.5
合 計	55,134	100.0	55,838	100.0	703	1.3

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施した設備投資の総額は582百万円であり、主なものは、当社千葉工場内に鋼管製品の増産に対応するため建設した製品倉庫（216百万円）、関西工場に鋼管切断面の品質向上を目的に新設したミーリング方式走行切断設備（91百万円）であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度におきましては、平成19年7月に連結子会社P.T.パブリック アラヤ インドネシアにおいて資本増強により企業体質の改善を図るため100万ドルの増資を実施し、出資比率に応じて50万ドルを同社の外部株主より調達いたしました。なお、用途につきましては、主に借入金の返済に充当しています。

(4) 財産及び損益の状況

企業集団の財産及び損益の状況

区 分 \ 年 度	平成16年度 第141期	平成17年度 第142期	平成18年度 第143期	平成19年度 (当連結会計年度) 第144期
売 上 高(百万円)	47,245	48,312	55,838	55,134
経 常 利 益(百万円)	3,174	2,634	3,647	3,203
当期純利益(百万円)	1,375	1,236	1,819	1,557
1株当たり当期純利益	22円27銭	19円94銭	30円53銭	26円23銭
総 資 産(百万円)	49,488	52,128	57,297	51,694
純 資 産(百万円)	19,802	22,218	26,698	26,626

(注) 第143期より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号)を適用しています。

当社の財産及び損益の状況

区 分 \ 年 度	平成16年度 第141期	平成17年度 第142期	平成18年度 第143期	平成19年度 (当事業年度) 第144期
売 上 高(百万円)	21,118	22,598	24,774	26,602
経 常 利 益(百万円)	1,725	1,461	1,926	1,867
当期純利益(百万円)	968	885	1,361	1,106
1株当たり当期純利益	15円66銭	14円27銭	22円84銭	18円64銭
総 資 産(百万円)	28,000	30,345	32,146	27,841
純 資 産(百万円)	15,832	17,889	18,195	17,448

(注) 第143期より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号)を適用しています。

(5) 対処すべき課題

次期の経済見通しにつきましては、米国の景気減速、原油や原材料の高騰、円高基調の為替動向など取り巻く経営環境は厳しいと予想され、企業収益や設備投資・個人消費への悪影響により景気減速、さらには景気後退が懸念されます。

世界的な鋼材需要の拡大が見込まれ、鉄鋼製品全般にわたり国内外ともに需給環境は堅調と予想されますが、製鋼原料が逼迫し原料高騰による鋼材価格の大幅値上げが実施されます。

鋼管業界におきましても、材料となる普通鋼コイルの大幅値上げが必至となり、製品価格への転嫁、即ち適正価格を浸透させることが急務となります。自動車をはじめ輸出関連業種や国内製造業の生産活動、設備投資の先行きに不透明感がありますものの、普通鋼製品の需要については比較的安定した状況を維持するものと見込んでおります。しかし、建築関連向けについては引き続き低調に推移するものと思われれます。

ステンレス製品については、機械・造船・環境関連などの需要は引き続き堅調に推移すると見込んでおります。また、薄型テレビの設備投資に関連する需要も増加しておりますが、激しい受注競争の中で価格的には厳しいものが予想されます。一方、建材関連の需要は公共投資向けが引き続き不振で、全体としても低調で回復は期待できません。

当社グループとしては、品質・コスト・製品開発の面において競争力を強化しつつ、生産体制と在庫・物流の効率化に努め、製販一体となつての提案営業を推進することで顧客満足度の向上を図り、収益基盤の確立を目指してまいります。

今後とも効率重視の経営を念頭に置き、より安定した業績確保に向け、全社を挙げて積極的な事業展開に努力いたします。

(6) 主要な事業内容

鋼管関連事業

鋼管、型鋼及び各種金属製品の製造、加工ならびに販売

自転車関連事業

「アラヤ」ブランドの自転車用リム及び自動二輪車用リム等の製造、加工ならびに販売

(7) 主要な営業所及び工場（平成20年3月31日現在）

当社の主要な営業所及び工場

本社(営業部) 大阪市中央区南船場二丁目12番12号

営業所 東京営業所・鋼管営業（東京都千代田区）
名古屋営業所・鋼管営業（名古屋市）

工場 関西工場（大阪市）、名古屋工場（名古屋市）、千葉工場（千葉県酒々井町）、山中工場（石川県加賀市）

子会社の主要な営業所及び工場

アラヤ特殊金属株式会社

本社（大阪市）、東京支店、名古屋支店、福岡支店

東北営業所（宮城県）、北関東営業所（埼玉県）、静岡営業所、
広島営業所

P.T.パブリック アラヤ インドネシア（インドネシア共和国）

(8) 従業員の状況（平成20年3月31日現在）

事業区分	従業員数	前年度比
鋼管関連事業	409名	4名増
自転車関連事業	242名	100名減
その他事業	24名	5名減
全社（共通）	52名	1名増
合計	727名	100名減

- (注) 1. 全社（共通）として、記載されている従業員数は、特定の事業に区分できないものであります。
2. 従業員数には、再雇用、臨時、派遣社員等は含んでおりません。
3. 自転車関連事業の海外子会社における経営合理化（希望退職者募集）に伴い、当該子会社の従業員数が222名と前年度に比べ100名減少しています。

(9) 重要な子会社の状況（平成20年3月31日現在）

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
アラヤ特殊金属株式会社	300百万円	60.0%	鋼管及び各種金属製品の販売
P.T.パブリック アラヤ インドネシア	3,000千米ドル	50.0%	自転車用・自動二輪車用リムの製造、販売

(10) 主要な借入先及び借入額（平成20年3月31日現在）

借入先	借入金残高
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,870
株式会社北國銀行	1,362
株式会社みずほコーポレート銀行	1,122
株式会社りそな銀行	890

2. 会社の株式に関する事項（平成20年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 160,000,000 株
- (2) 発行済株式の総数 60,453,268 株
- (3) 株主数 4,092 名（単元未満株主数を含む）
- (4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数
株式会社北國銀行	2,951
株式会社三菱東京UFJ銀行	2,951
日新製鋼株式会社	2,863
大同生命保険株式会社	2,670
株式会社みずほコーポレート銀行	2,426
株式会社りそな銀行	2,296
加賀商工有限会社	2,101
株式会社メタルワン	1,652
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,630
日本興亜損害保険株式会社	1,483

3. 当社の会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役

(平成20年3月31日現在)

地 位	氏 名	担 当	他の法人等の代表状況等
代表取締役会長	新 家 信 幸		
代表取締役社長	柴 田 龍 彦		
代表取締役専務	山 田 弘 光	鋼管部門長兼 資材部長	大栄鋼業株式会社 取締役社長
常務取締役	鹿子嶋 武	総務部長兼 財務部長	
常務取締役	小 坂 明 彦	関西工場長兼 生産技術部長	
取 締 役	阪 口 勉	経 理 部 長	株式会社新家開発 取締役社長
取 締 役	澤 保	鋼管製造統括部長兼 品質管理部長	
取 締 役	佐久間 博	名古屋駐在兼 名古屋工場長	
取 締 役	魚 津 達 雄		アラヤ特殊金属株式会社 取締役社長
常勤監査役	池 田 和 弘		
監 査 役	夏 住 要 一 郎		色 川 法 律 事 務 所 弁 護 士
監 査 役	武 永 健 二		
監 査 役	林 慎 一		

- (注) 1. 監査役 夏住要一郎及び武永健二は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
2. 監査役 夏住要一郎は、弁護士の資格を有しており、法律面に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 監査役 武永健二は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役 林 慎一は、長年当社の経理業務を担当しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	人数	報酬等の額	摘 要
取 締 役	8名	159百万円	平成18年6月開催の定時株主総会決議による報酬限度額 年額207百万円以内
監 査 役	4名	34百万円	平成18年6月開催の定時株主総会決議による報酬限度額 年額39百万円以内
合 計	12名	194百万円	

- (注) 1. 取締役の報酬等の額及び摘要欄の報酬限度額には、使用人兼務取締役の使用人給与相当額は含まれておりません。
2. 報酬等の額には、当事業年度に係る役員賞与相当額、役員退職慰労金の費用処理額が含まれております。

(3) 社外役員に関する事項

他の株式会社の社外役員との兼務状況

区 分	氏 名	兼職先会社名	兼職内容
社外監査役	夏 住 要一郎	太陽工業株式会社	社外監査役

主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
社外監査役	夏 住 要一郎	当事業年度開催の取締役会14回開催のうち14回及び監査役会8回開催のうち8回に出席し、必要に応じ、主に弁護士としての専門的見地から発言を行っております。
社外監査役	武 永 健 二	当事業年度開催の取締役会14回開催のうち13回及び監査役会8回開催のうち8回に出席し、必要に応じ、主に公認会計士としての専門的見地から発言を行っております。

報酬等の総額

社外監査役2名への報酬等の総額は14百万円であります。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

当期に係る会計監査人としての報酬等の額	18百万円
当社及び子会社が支払うべき当期に係る会計監査人としての報酬等の額	26百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	27百万円

(注) 1. 、 については、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査に対する報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額には金融商品取引法に基づく監査に対する報酬等の額を含めております。

2. 会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である、内部統制システム構築のための助言・指導に係る業務の対価を支払っております。

(3) 解任又は不再任の決定の方針

当社では、会社の都合の他、会計監査人が会社法及び公認会計士法等の法令に違反・抵触したと判断した場合には、監査役会は取締役会に対し、解任・不再任を株主総会の付議議案とすることを請求し、取締役会はそれを審議いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制

取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役、職員が法令・定款及び社内諸規程を遵守するとともに、コンプライアンス活動の徹底を図るため、コンプライアンス規程の制定、教育プログラムの策定等を協議・決定するための機関として、取締役社長を委員長としたコンプライアンス委員会を設置する。さらに内部監査室を窓口とした内部通報制度により組織的又は個人的な法令違反行為等の早期発見と是正を図る体制を整備する。

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

職務執行に係る情報を文書により記録・保存する。文書の保存期間その他の管理体制は文書管理規程による。取締役及び監査役は文書管理規程に従い、これらの文書等を常時閲覧できるものとする。

損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理を体系的に定めるリスク管理基本規程を制定し、全社的なリスク管理に関わる課題・対応策を協議・承認する組織として、取締役社長を委員長とするリスク管理委員会を設置する。さらに緊急事態の発生に際し、迅速かつ適切に対処するとともに、被害を最小限に食い止めることを目的としたマニュアルならびに体制を整備する。

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は取締役、職員が共有する全社的な目標を定め、各事業部門を担当する取締役は、実施すべき具体的な施策及び権限分配を含めた効率的な業務遂行体制を決定するとともに、月次・四半期業績に対する業績管理を行う。

当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社においてグループ会社ごとに、担当取締役を任命し、数値目標、コンプライアンス、リスク管理、効率性向上のための施策等について定期的に取締役会に報告する。又、関係会社管理規程を制定して、子会社に関する業務の円滑化と管理の適正化を図り、指導・育成することによりグループとして事業の発展を図る。

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役は、内部監査室所属の職員に監査業務に必要な事項を命令することができるものとする。

前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役より監査業務に必要な命令を受けた職員は、その命令に関して、取締役、内部監査室長等の指揮命令を受けないものとする。

取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役又は職員は、監査役会に対して、法定の事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンスに関する情報・内部通報に関する事項等について速やかに報告する。報告の方法については取締役と監査役会の協議によるものとする。

その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、取締役会の他、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、社内の重要な会議に出席するとともに、稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役又は職員にその説明を求めることとする。なお、監査役は、定期的に当社の会計監査人である監査法人と監査業務についての情報の交換を行うなど連携を図っていく。

6. 会社の支配に関する基本方針

(会社の財務及び事業の方針の決定)

基本方針の内容

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の経営理念、企業価値のさまざまな源泉、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保、向上させる者でなければならないと考えております。

上場会社である当社の株式は、基本的に、株主、投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社の株式に対する敵対的な大量買付け等についても、当社としてこれを一概に否定するものではありません。

しかしながら、当社は、企業価値ひいては株主共同の利益を侵害するおそれのある大量買付けを行おうとする者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えています。当社は、株主等を含めた"社会との共生関係"に基盤を置いた確固たる理念のもとに各事業の運営が行われることこそが企業経営の本質であり、それにより、企業価値ひいては株主共同の利益の確保、向上が図れるものと考えております。

今後、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保、向上を損なうような大量買付けが行われた場合、当社取締役会は、株主の皆様に対し当該大量買付け行為の適否について判断するに十分な情報及び時間的余裕が与えられるべきであるとともに、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保、向上を侵害するような大量買付けに対しては適時適切な対抗措置が必要であると考えます。

会社の支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、企業価値ひいては株主共同の利益の確保、向上のため、以下に掲げる経営理念を礎として、「社会に信頼される企業」を目指して弛まぬ努力を続けております。

- ・ 常に技術と品質の向上に努め創造と革新に挑戦する
- ・ 公正かつ誠実に企業運営し社会の発展に貢献する
- ・ 自然と調和し国際社会と共生する
- ・ お客様を大切に、株主・取引先との相互繁栄をはかり従業員の福祉向上を目指す

当社は明治36年創業以来100年を超える歴史の中で培われた製造技術、とりわけ金属加工の分野において“信頼度の高い技術”の蓄積のもとに、輸送機器関連事業、鉄鋼関連事業を中心に社会に役立つ製品・商品・サービスを提供してまいりました。その用途は自転車、オートバイ、自動車、家具、住宅、店舗、福祉機器、産業機械、生産設備、その他諸設備等それぞれの分野で幅広く活用され、社会に有用な役割を果たすべく不断の研究・技術開発に挑戦しております。特にロールフォーミング技術を駆使した塑性形状加工技術は、長年に亘って蓄積されたノウハウとそれを実現する熟練度の高い生産技術に支えられ、今後とも大きな可能性を秘めているところであります。

当社は、顧客の要望に応えるために提案型営業を展開し、社会のニーズに柔軟かつ的確に対応する体制作りを積極的に進めております。当社において企業価値の源泉となるべき事業内容は種々ございますが、各事業が社会に果たす役割を明確に認識しつつ、短期的かつ一時的な利益追求の製品・商品のみならず、株主・投資者、顧客・仕入先等の取引先、従業員、地域社会等を含めた“社会との共生関係”に基盤を置いた確固たる理念のもとに各事業の運営が行われることこそが、当社における企業経営の本質であり、それにより、企業価値ひいては株主共同の利益の確保、向上が図れるものと考えております。

当社はかかる使命感と信念のもと、金属加工分野を中心に様々な社会的な役割を担うべき製品・商品を開発、提供する不断の努力を重ね、企業価値ひいては株主共同の利益の中長期的な確保、向上に邁進してまいります。

会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成20年3月25日開催の取締役会において、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下「会社の支配に関する基本方針」といいます。）を策定するとともに、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保、向上を目的として、有効期間を本定時株主総会の終結のときまでとした、当社株券等の大量買付け等への対応策（以下「本プラン」といいます。）を導入することを決議いたしました。

本プランは、当社の株券等の大量買付者に対し、大量買付者の名称及び住所または所在地等を記載した意向表明書ならびに大量買付け等の目的、方法及びその内容、大量買付け等の価額の算定根拠、大量買付け後の当社及び当社グループの経営方針、事業計画、資本政策ならびに配当政策等の必要情報の提供など、事前に明定した手続の遵守を求めるとともに、大量買付者が同手続に違反した場合及び当該大量買付け等が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある場合等に、独立委員会の勧告を踏まえた当社取締役会または株主総会の決議に基づき、新株予約権の無償割当て等を内容とする対抗措置を発動する買収防衛策です。本プランの詳細は、第144期定時株主総会決議事項の第6号議案「当社株券等の大量買付け等への対応策（買収防衛策）導入の件」をご参照下さい。

及び の取組みについての取締役会の判断及びその判断に係る理由

- ・ 本プランが会社の支配に関する基本方針に沿うものであること

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の経営理念、企業価値のさまざまな源泉、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保、向上させる者でなければならず、企業価値ひいては株主共同の利益を侵害するおそれのある大量買付けを行おうとする者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

本プランは、このような企業価値ひいては株主共同の利益を侵害するおそれのある買収からの防衛をその目的及び内容としており、当社における会社の支配に関する基本方針に沿うものであります。

- ・ 本プランが当社の株主の共同利益を損なうものではないこと
本プランは、企業価値ひいては株主共同の利益を侵害するおそれのある大量買付けを行おうとする者から当社を防衛することをその目的及び内容としており、株主共同の利益を損なうものではありません。
このことは、本プランが、導入に際して株主総会決議による承認を得ることとしていること、独立委員会を設置し、その勧告を最大限尊重するとしていること、対抗措置の発動要件の合理性・客観性を確保していること、有効期間を3年としていること、株主の意思によりいつでも本プランを廃止できること、デッドハンド型買収防衛策でないこと及び事前開示を充実させていることなどからも明白です。
- ・ 本プランが当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと
本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保、向上のために導入するものであり、当社役員の地位の維持を目的とするものではありません。
このことは、本プランが対抗措置の発動につき社外の独立した委員から構成される独立委員会の勧告を最大限尊重するという枠組みを取っていることなどからも明白です。
なお、本プランは、平成17年5月27日に経済産業省・法務省から公表された「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」が定める3原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）に適合しております。

(注) 本事業報告の記載金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示していません。

連結貸借対照表

(平成20年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	35,244	流動負債	22,652
現金及び預金	5,196	支払手形及び買掛金	15,852
受取手形及び売掛金	20,576	短期借入金	5,529
有価証券	701	未払法人税等	0
たな卸資産	8,033	その他	1,269
繰延税金資産	816	固定負債	2,415
その他	482	長期借入金	62
貸倒引当金	562	退職給付引当金	807
固定資産	16,450	役員退職引当金	332
(1)有形固定資産	9,083	繰延税金負債	868
建物及び構築物	2,013	その他	344
機械装置及び運搬具	2,308	負債合計	25,068
土地	4,486	純資産の部	
建設仮勘定	131	株主資本	21,350
その他	144	(1)資本金	3,940
(2)無形固定資産	9	(2)資本剰余金	4,156
ソフトウェア	2	(3)利益剰余金	13,465
その他	6	(4)自己株式	211
(3)投資その他の資産	7,357	評価・換算差額等	1,312
投資有価証券	6,750	(1) 其他有価証券評価差額金	1,740
繰延税金資産	33	(2) 繰延ヘッジ損益	1
その他	574	(3) 為替換算調整勘定	425
貸倒引当金	1	少数株主持分	3,962
資産合計	51,694	純資産合計	26,626
		負債及び純資産合計	51,694

連結損益計算書

(平成19年4月1日から
平成20年3月31日まで)

(単位：百万円)

売上高		55,134
売上原価		46,414
売上総利益		8,720
販売費及び一般管理費		5,477
営業利益		3,243
営業外収益		
受取利息及び配当金	146	
仕入割引	31	
その他	75	254
営業外費用		
支払利息	97	
その他	196	294
経常利益		3,203
特別利益		
固定資産売却益	0	
貸倒引当金戻入額	305	306
特別損失		
固定資産除却損	29	
固定資産売却損	0	
投資有価証券評価損	128	158
税金等調整前当期純利益		3,351
法人税、住民税及び事業税	839	
法人税等調整額	602	1,442
少数株主利益		352
当期純利益		1,557

連結株主資本等変動計算書

(平成19年4月1日から
平成20年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成19年3月31日残高	3,940	4,155	12,353	209	20,241
(連結会計年度中の変動額)					
剰 余 金 の 配 当			445		445
当 期 純 利 益			1,557		1,557
自 己 株 式 の 取 得				3	3
自 己 株 式 の 処 分		0		0	0
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計		0	1,111	2	1,109
平成20年3月31日残高	3,940	4,156	13,465	211	21,350

	評価・換算差額等				少数株主 持分	純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	評価・換算 差額等合計		
平成19年3月31日残高	3,151	3	406	2,741	3,715	26,698
(連結会計年度中の変動額)						
剰 余 金 の 配 当						445
当 期 純 利 益						1,557
自 己 株 式 の 取 得						3
自 己 株 式 の 処 分						0
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	1,411	1	19	1,429	247	1,181
連結会計年度中の変動額合計	1,411	1	19	1,429	247	72
平成20年3月31日残高	1,740	1	425	1,312	3,962	26,626

連 結 注 記 表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

- 連結子会社の数 2社
アラヤ特殊金属株式会社
P.T.パブリック アラヤ インドネシア
- 非連結子会社の数 3社
大栄鋼業株式会社
株式会社アラヤ工機
株式会社新家開発

非連結子会社の3社は営業規模が小さく、その総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等がいずれも僅少であり、全体としても連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除外しています。

2. 持分法の適用に関する事項

非連結子会社3社は、いずれも当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がありませんので、持分法を適用していません。

3. 連結子会社の決算日等に関する事項

連結子会社の決算日が連結決算日と異なる会社は次のとおりです。

P.T.パブリック アラヤ インドネシア 決算日:12月31日

上記の連結子会社の決算日現在の計算書類を使用しています。ただし、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っています。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

時価のあるもの...期末日の市場価格等に基づく時価法により評価しています。(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しています。)

時価のないもの...移動平均法による原価法により評価しています。

デリバティブ

時価法により評価しています。

たな卸資産

主として移動平均法による原価法により評価しています。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産

主として定率法によっています。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)については、定額法を採用しています。

無形固定資産

定額法によっています。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しています。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金の計上の方法

受取手形、売掛金等の債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。

退職給付引当金の計上の方法

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。

なお、会計基準変更時差異は、15年による按分額を費用処理しています。数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間の年数による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日連結会計年度から費用処理しています。

役員退職引当金の計上の方法

役員の退任時に支給される退職金の支払に備えて、内規に基づく期末要支給額を計上しています。

(4) リース取引の処理の方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によ

(5) ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっています。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理によっています。

ヘッジ手段とヘッジ対象

当連結会計年度にヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下のとおりです。

ヘッジ手段.....為替予約

ヘッジ対象.....製品・商品等の輸出・輸入による外貨建売上債権、買入債務及び外貨建予定取引、外貨建外国債券の元本相当額

ヘッジ方針

取引限度額（ヘッジ比率）を定めた市場リスク管理要項の規程に基づき、ヘッジ対象に係る為替相場変動リスク及び金利変動リスクを一定の範囲内でヘッジしています。

ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動を半期毎に比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ有効性を評価しています。

(6) 消費税等の会計処理の方法

税抜方式を採用しています。

5. 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項

全面時価評価法によることとしています。

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項の変更)

固定資産の減価償却の方法

当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、当連結会計年度より平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しています。この結果、従来の方法に比べ、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ15百万円減少しています。

(追加情報)

当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した連結会計年度の翌連結会計年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しています。これにより、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ44百万円減少しています。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 記載金額については、百万円未満を切り捨てて表示しています。
2. 有形固定資産の減価償却累計額 15,972百万円

(連結損益計算書に関する注記)

1. 記載金額については、百万円未満を切り捨てて表示しています。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 記載金額については、百万円未満を切り捨てて表示しています。
2. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位：株)

	前連結会計年度末 株式数	増加株式数	減少株式数	当連結会計年度末 株式数
発行済株式総数 普通株式	60,453,268			60,453,268

3. 自己株式に関する事項

(単位：株)

	前連結会計年度末 株式数	増加株式数	減少株式数	当連結会計年度末 株式数
普通株式	1,080,241	9,425	1,187	1,088,479

- (注) 増加株式数は、すべて単元未満株式の買取りによる増加であります。
減少株式数は、すべて単元未満株式の買増し請求に応じたことによる減少であります。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の総額	1株当たり の配当額	基準日	効力発生日
平成19年6月28日 定時株主総会	普通株式	237百万円	4円00銭	平成19年3月31日	平成19年6月29日
平成19年11月14日 取締役会	普通株式	207百万円	3円50銭	平成19年9月30日	平成19年12月10日

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

次のとおり決議を予定しております。

決議	株式の 種類	配当の 原資	配当金の総額	1株当たり の配当額	基準日	効力発生日
平成20年6月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	207百万円	3円50銭	平成20年3月31日	平成20年6月30日

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額 381円76銭
2. 1株当たり当期純利益 26円23銭

貸借対照表

(平成20年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	16,263	流動負債	8,225
現金及び預金	3,063	支払手形	2,350
受取手形	1,999	買掛金	2,300
売掛金	6,814	短期借入金	2,668
有価証券	701	未払金	212
商品	308	未払費用	510
製品	1,562	未払消費税等	40
原材料	1,107	前受金	66
仕掛品	283	預り金	16
貯蔵品	46	設備関係支払手形	58
前渡金	20	その他	3
前払費用	31		
繰延税金資産	198	固定負債	2,166
短期貸付金	57	退職給付引当金	725
その他	77	役員退職引当金	250
貸倒引当金	10	繰延税金負債	868
		長期預り金	321
固定資産	11,578	負債合計	10,392
1 有形固定資産	4,074	純 資 産 の 部	
建物	933	株主資本	15,715
構築物	101	1 資本金	3,940
機械及び装置	1,993	2 資本剰余金	4,156
車両運搬具	14	(1) 資本準備金	4,155
工具・器具・備品	102	(2) その他資本剰余金	0
土地	806	3 利益剰余金	7,831
建設仮勘定	122	(1) 利益準備金	860
		(2) その他利益剰余金	6,970
2 無形固定資産	0	固定資産圧縮積立金	189
ソフトウェア	0	別途積立金	5,050
		繰越利益剰余金	1,730
3 投資その他の資産	7,503	4 自己株式	211
投資有価証券	6,616	評価・換算差額等	1,733
関係会社株式	434	その他有価証券評価差額金	1,735
長期前払費用	30	繰延ヘッジ損益	1
長期貸付金	80		
その他	341	純資産合計	17,448
資産合計	27,841	負債及び純資産合計	27,841

損 益 計 算 書

(平成19年4月1日から
平成20年3月31日まで)

(単位：百万円)

売 上 高		26,602
売 上 原 価		22,860
売 上 総 利 益		3,741
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,086
営 業 利 益		1,655
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	340	
そ の 他	71	412
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	37	
そ の 他	162	199
経 常 利 益		1,867
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	3	3
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	27	
固 定 資 産 売 却 損	0	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	122	150
税 引 前 当 期 純 利 益		1,721
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	401	
法 人 税 等 調 整 額	213	614
当 期 純 利 益		1,106

株主資本等変動計算書

(平成19年4月1日から
平成20年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本										
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金				自己株式	株主資本合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金					利益剰余金合計
						固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金			
平成19年3月31日残高	3,940	4,155	0	4,155	860	195	4,250	1,863	7,169	209	15,056
(事業年度中の変動額)											
固定資産圧縮積立金の取崩						5		5			
別途積立金の積立							800	800			
剰余金の配当								445	445		445
当期純利益								1,106	1,106		1,106
自己株式の取得										3	3
自己株式の処分			0	0						0	0
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)											
事業年度中の変動額合計			0	0		5	800	132	661	2	658
平成20年3月31日残高	3,940	4,155	0	4,156	860	189	5,050	1,730	7,831	211	15,715

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他 有価証券 評価 差額金	繰延 ヘッジ 損益	評価・ 換算 差額等 合計	
平成19年3月31日残高	3,142	3	3,139	18,195
(事業年度中の変動額)				
固定資産圧縮積立金の取崩				
別途積立金の積立				
剰余金の配当				445
当期純利益				1,106
自己株式の取得				3
自己株式の処分				0
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	1,407	1	1,406	1,406
事業年度中の変動額合計	1,407	1	1,406	747
平成20年3月31日残高	1,735	1	1,733	17,448

個別注記表

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法
 - 子会社株式
移動平均法による原価法によっています。
 - その他有価証券
時価のあるもの... 期末日の市場価格等に基づく時価法により評価しています。(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しています。)
 - 時価のないもの... 移動平均法による原価法により評価しています。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法
時価法により評価しています。
3. たな卸資産の評価基準及び評価方法
移動平均法による原価法により評価しています。
4. 固定資産の減価償却の方法
 - 有形固定資産
定率法によっています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)については、定額法を採用しています。
 - 無形固定資産
定額法によっています。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しています。
5. 貸倒引当金の計上の方法
受取手形、売掛金等の債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権について貸倒実績率により回収不能見込額を計上しています。
6. 退職給付引当金の計上の方法
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。
なお、会計基準変更時差異は、15年による按分額を費用処理しています。数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間の年数による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しています。
7. 役員退職引当金の計上の方法
役員の退任時に支給される退職金の支払に備えて、内規に基づく期末要支給額を計上しています。
8. リース取引の処理の方法
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。
9. ヘッジ会計の方法
ヘッジ会計の方法
原則として繰延ヘッジ処理によっています。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理によっています。
ヘッジ手段とヘッジ対象
当事業年度にヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下のとおりです。
 - ヘッジ手段..... 為替予約
 - ヘッジ対象..... 製品・商品等の輸出・輸入による外貨建売上債権、買入債務及び外貨建予定取引、外貨建外国債券の元本相当額

ヘッジ方針

取引限度額（ヘッジ比率）を定めた市場リスク管理要項の規程に基づき、ヘッジ対象に係る為替相場変動リスク及び金利変動リスクを一定の範囲内でヘッジしています。

ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動を半期毎に比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ有効性を評価しています。

10. 消費税等の会計処理の方法

税抜方式を採用しています。

(重要な会計方針の変更)

固定資産の減価償却の方法

法人税法の改正に伴い、当事業年度より平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しています。この結果、従来の方法に比べ、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ15百万円減少しています。

(追加情報)

法人税法の改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した事業年度の翌事業年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しています。これにより、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ42百万円減少しています。

(貸借対照表に関する注記)

- 記載金額については、百万円未満を切り捨てて表示しています。
- 有形固定資産の減価償却累計額 13,933百万円
- 保証債務（関係会社の借入金に対する債務保証）
P.T.パブリック アラヤ インドネシア 359百万円
- 関係会社に対する短期金銭債権 4,969百万円
関係会社に対する長期金銭債権 80百万円
関係会社に対する短期金銭債務 124百万円
関係会社に対する長期金銭債務 3百万円

(損益計算書に関する注記)

- 記載金額については、百万円未満を切り捨てて表示しています。
- 関係会社との取引高
営 業 取 引
売 上 高 10,684百万円
仕 入 高 1,680百万円
そ の 他 137百万円
営業取引以外の取引高 253百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 記載金額については、百万円未満を切り捨てて表示しています。
2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：株)

	前事業年度末 株式数	増加株式数	減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	1,080,241	9,425	1,187	1,088,479

- (注) 増加株式数は、すべて単元未満株式の買取りによる増加であります。
減少株式数は、すべて単元未満株式の買増し請求に応じたことによる減少であります。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
退職給付引当金	294百万円
役員退職引当金	101百万円
未払賞与	146百万円
関係会社株式評価損	52百万円
たな卸資産評価損	26百万円
固定資産償却超過額	39百万円
その他	52百万円
繰延税金資産小計	713百万円
評価性引当額	62百万円
繰延税金資産合計	650百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	1,172百万円
固定資産圧縮積立金	137百万円
その他	10百万円
繰延税金負債合計	1,321百万円
繰延税金負債の純額	670百万円

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額
(単位：百万円)

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
工具・器具・備品	151	78	72
ソフトウェア	25	20	5
合計	177	98	78

(注) 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しています。

2. 未経過リース料期末残高相当額
(単位：百万円)

	1年内	1年超	合計
未経過リース料期末残高相当額	30	48	78

(注) 未経過リース料期末残高相当額は、有形固定資産の期末残高等に占めるその割合が低いため、支払利子込み法により算定しています。

(関連当事者との取引に関する注記)

属性	会社等の名称	議決権の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注4)	科目	期末残高(注4)
子会社	アラヤ特殊金属株式会社	所有 直接60%	当社製品の販売原材料等の購入 役員の兼任	当社製品の売上 原材料等の仕入(注1)	10,337百万円 1,276百万円	売掛金 買掛金	4,783百万円 73百万円
子会社	P.T.パブリックアラヤインドネシア	所有 直接50%	経営基盤の強化 債務保証の引受 役員の派遣	増資の引受(注2) 債務保証(注3)	61百万円 359百万円		

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 取引条件については、一般取引先と同様の取引を勧奨して決定しております。

(注2) P.T.パブリック アラヤ インドネシアの行った100万ドルの増資に対して当社が50万ドルを引き受けたものであります。

(注3) 設備投資等に伴う銀行借入に対する保証であります。

(注4) 取引金額には消費税等を含めていません。また、期末残高には消費税等を含めていません。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	293円92銭
2. 1株当たり当期純利益	18円64銭

独立監査人の監査報告書

平成20年 5月12日

新家工業株式会社

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員 業務執行社員	公認会計士	土田秋雄	印
指定社員 業務執行社員	公認会計士	中山聡	印

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、新家工業株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新家工業株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成20年 5月12日

新家工業株式会社

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	土 田 秋 雄 ⑩
指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	中 山 聡 ⑩

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、新家工業株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第144期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書（謄本）

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第144期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況調査を行いました。また、本監査役会として取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第127条第1号の基本方針及び第2号の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社法規則第159条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果
- (1) 事業報告等の監査結果
- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実認められません。
 - 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
 - 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第127条第2号の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成20年5月15日

新家工業株式会社 監査役会

常勤監査役	池田和弘	㊞
社外監査役	夏住要一郎	㊞
社外監査役	武永健二	㊞
監査役	林慎一	㊞

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当期の期末配当金につきましては、安定的な配当を継続することを基本方針に、経営体質の強化と今後の事業展開のために内部留保の充実に配慮し、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

(1) 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金3円50銭、総額207,776,762円

なお、中間配当として、1株につき3円50銭をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は1株につき7円となります。

(2) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成20年6月30日

2. 剰余金の処分にに関する事項

(1) 増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金 700,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 700,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

(1) 当社は、平成20年3月25日開催の取締役会決議により、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を策定するとともに、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保、向上を目的として、有効期間を本定時株主総会の終結の時までとした当社株券等の大量買付け等への対応策（買収防衛策）（以下「本プラン」といいます。）を決定・導入いたしました。本プランが当社の資本政策の根本に関わる重要問題であるため、本プランに株主意思を最大限反映させるべく、あらためてその導入、継続、変更、または廃止を株主総会の権限とするため、定款第19条を新設するものであります。

(2) 監査役が期待される役割を十分発揮できるよう、取締役会決議によって監査役の責任を法令の範囲内で一部免除できる旨を定めるとともに、社外監査役の責任をあらかじめ限定する契約を締結できる旨を定めるものであります。

(3) 上記の新設に伴い条数の繰り下げを行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第3章 株主総会 (新設)</p> <p>第19条～第32条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役および監査役会 (新設)</p> <p>第33条～第36条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第3章 株主総会 (<u>買収防衛策の基本方針に関する決議</u>)</p> <p>第19条 <u>当会社における買収防衛策の基本方針(当会社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうような買収の実現を困難にする方策)の導入、継続、変更または廃止に関する事項、及び同基本方針に基づく新株予約権の無償割当て等の對抗措置の発動に関する事項については、株主総会の決議または取締役会の決議により定めることができる。</u></p> <p>第20条～第33条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役および監査役会 (<u>監査役の実任免除</u>)</p> <p>第34条 <u>当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の監査役(監査役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。</u></p> <p>2. <u>当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u></p> <p>第35条～第38条 (現行どおり)</p>

第3号議案 取締役10名選任の件

取締役全員（9名）は、本總會終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営陣の一層の強化を図るため1名増員し、取締役10名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び他の法人等の代表状況	所有する 当社の株式数
1	新家 信幸 (昭和5年3月2日生)	昭和30年2月 当社入社 昭和30年11月 当社取締役 昭和33年11月 当社常務取締役 昭和40年1月 当社専務取締役 昭和52年6月 当社取締役社長 平成6年6月 当社取締役会長 現在に至る	1,222,000株
2	山田 弘光 (昭和16年1月1日生)	昭和34年3月 当社入社 平成元年10月 当社資材部長 平成10年6月 当社取締役鋼管事業部営業統括部長 兼資材部長 平成15年6月 当社常務取締役営業本部鋼管営業部長兼資材部長 平成17年6月 当社専務取締役鋼管部門長兼資材部長 現在に至る	51,100株
3	鹿子嶋 武 (昭和19年10月28日生)	昭和42年4月 当社入社 平成2年11月 当社管理本部財務部長 平成14年6月 当社取締役財務部長 平成15年6月 当社取締役総務部長兼財務部長 平成16年7月 当社常務取締役総務部長兼財務部長 現在に至る	40,000株
4	小坂 明彦 (昭和20年11月3日生)	昭和43年4月 当社入社 平成9年10月 当社特品機械事業部機械部長 平成12年6月 当社技術本部技術部長兼環境対策部長 平成14年6月 当社取締役生産技術部長 平成18年6月 当社常務取締役関西工場長兼生産技術部長 現在に至る	24,000株
5	阪口 勉 (昭和22年6月29日生)	昭和45年4月 当社入社 平成9年10月 当社経理部長 平成14年6月 当社取締役経理部長 現在に至る (他の法人等の代表状況) 株式会社新家開発取締役社長	40,100株
6	澤 保 (昭和22年8月15日生)	昭和45年4月 当社入社 平成10年6月 当社関西工場鋼管製造部長 平成14年6月 当社取締役関西工場鋼管製造部長 平成15年7月 当社取締役鋼管部門長補佐（製造担当）兼関西工場鋼管製造部長 平成17年7月 当社取締役鋼管製造統括部長 平成18年6月 当社取締役鋼管製造統括部長兼品質管理部長 現在に至る (他の法人等の代表状況) 大栄鋼業株式会社取締役社長	24,100株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び他の法人等の代表状況	所有する 当社の株式数
7	佐久間 博 (昭和23年1月20日生)	昭和45年6月 当社入社 平成7年7月 当社鋼管事業部営業統括部東京営業所長 平成14年6月 当社取締役営業本部鋼管営業部東京営業所長 平成16年10月 当社取締役鋼管部門長補佐(営業担当)兼鋼管営業部長 平成17年7月 当社取締役名古屋駐在兼名古屋工場長 現在に至る	24,100株
8	魚津達雄 (昭和19年4月21日生)	昭和42年4月 当社入社 平成6年10月 当社関西工場管理部長 平成9年5月 P.T. パブリック アラヤ インドネシア取締役社長 平成12年6月 アラヤ特殊金属株式会社取締役経理部長 平成14年5月 同社へ転籍 平成14年5月 アラヤ特殊金属株式会社専務取締役管理本部長 平成16年6月 アラヤ特殊金属株式会社取締役社長 平成16年6月 当社取締役 現在に至る (他の法人等の代表状況) アラヤ特殊金属株式会社取締役社長	14,000株
9	木戸口 茂 (昭和22年7月21日生)	昭和45年1月 当社入社 平成10年5月 P.T. パブリック アラヤ インドネシア取締役工場長 平成14年11月 当社山中工場長兼管理課長兼品質管理課長 平成17年8月 当社参事(現任) 平成20年5月 当社千葉工場長 現在に至る	5,000株
10	竹村善夫 (昭和23年12月12日生)	昭和47年4月 当社入社 平成13年8月 当社開発部開発課長 平成17年7月 当社鋼管営業部関西営業課長兼開発営業課長 平成19年6月 当社鋼管営業部関西営業部長(現任) 平成19年12月 当社参事 現在に至る	0株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 印は、新任候補者であります。

第4号議案 監査役1名選任の件

監査役 武永健二氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び他の法人等の代表状況	所有する 当社の株式数
西野吉隆 (昭和27年9月25日生)	昭和51年11月 監査法人中央会計事務所(のちの「みすず監査法人」)入所 昭和56年8月 公認会計士登録 平成9年9月 中央監査法人(のちの「みすず監査法人」)代表社員就任 平成16年7月 日本公認会計士協会理事就任(現任) 平成19年7月 みすず監査法人退職、個人事務所開設 現在に至る	0株

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 西野吉隆氏は、社外監査役候補者であります。
3. 西野吉隆氏を社外監査役候補者とした理由につきましては、公認会計士としての財務及び会計に関する高度な専門的知識と豊富な経験を通して培われた幅広い見識を当社の監査体制に活かしていただくためであります。
4. 当社は社外監査役が期待される役割を充分発揮できるよう、第2号議案「定款一部変更の件」において、当社定款第34条第2項に「社外監査役との責任限定契約」の規定を新設することを提案しております。
- 第2号議案が承認可決されました場合には、社外監査役候補者である西野吉隆氏と当社間で責任限定契約を締結する予定であります。
- なお、その契約内容の概要は次のとおりであります。
- ・社外監査役がその任務を怠ったことにより当社に損害を与えた場合において、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がない時は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、損害賠償責任を負うものとする。

第5号議案 退任取締役及び退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

本總會終結の時をもって、任期満了により退任されます取締役 柴田龍彦氏及び監査役 武永健二氏に対し、その在任中の労に報いるため、当社の定める一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。その具体的金額、贈呈の時期、方法等は退任取締役については取締役会に、退任監査役については監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

退任取締役及び退任監査役の略歴は次のとおりであります。

氏 名	略 歴
柴 田 龍 彦	平成4年6月 当社取締役 平成12年6月 当社常務取締役 平成14年6月 当社取締役社長 現在に至る
武 永 健 二	平成16年7月 当社監査役 現在に至る

第6号議案 当社株券等の大量買付け等への対応策（買収防衛策） 導入の件

当社は、平成20年3月25日開催の取締役会において、以下のとおり、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下「会社の支配に関する基本方針」といいます。）を策定するとともに、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保、向上を目的として、有効期間を本定時株主総会の終結の時までとした、当社株券等の大量買付け等への対応策（以下「本プラン」といいます。）を導入することを決議いたしました。

本プランは、上記取締役会決議により発効しておりますが、本定時株主総会で株主の皆様のご承認がいただけない場合は、本株主総会の終結の時をもって廃止し、ご承認いただきました場合は、本定時株主総会の日から、3年以内に終了する事業年度のうち最終のもの（平成23年3月期）に関する当社定時株主総会（平成23年6月開催予定）が終結する時まで継続させていただきます。

つきましては、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、変更後の当社定款第19条に基づき、本プランのご承認をお願いするものであります。

なお、本プランにつきましては、社外監査役2名を含む当社監査役4名全員が当社株券等の大量買付け等への対応策として相当であると判断される旨の意見を表明しています。

また、現時点において、当社株券等の大量買付けに関する具体的な申入れ等は一切ございません。

・会社の支配に関する基本方針の内容

1. 基本的な考え方

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の経営理念、企業価値のさまざまな源泉、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保、向上させる者でなければならないと考えております。

2. 会社の方針の決定を支配する者として不適切であると考えられる者

上場会社である当社の株式は、基本的に、株主、投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社の株式に対する敵対的な大量買付け等についても、当社としてこれを一概に否定するものではありません。

しかしながら、1.で述べた基本的な考え方から、当社は、企業価値ひいては株主共同の利益を侵害するおそれのある大量買付けを行おうとする者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えています。

例えば、その目的、方法等から見て当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買収を行おうとする者、株主の皆様が株式の売却を事実上強要するおそれのある買収を行おうとする者、または当社株主の皆様にご買収提案の内容を検討・判断するための十分な情報や期間を提供しない買収を行おうとする者等については、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

- ・ 会社の支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組み
1. 当社の経営理念
当社は、企業価値ひいては株主共同の利益の確保、向上のため、以下に掲げる経営理念を礎として、「社会に信頼される企業」を目指して弛まぬ努力を続けております。
 - ・ 常に技術と品質の向上に努め創造と革新に挑戦する
 - ・ 公正かつ誠実に企業運営し社会の発展に貢献する
 - ・ 自然と調和し国際社会と共生する
 - ・ お客様を大切に、株主・取引先との相互繁栄をはかり従業員の福祉向上を目指す
 2. 社会のニーズに柔軟かつ的確に対応する体制作り
当社は明治36年創業以来100年を超える歴史の中で培われた製造技術、とりわけ金属加工の分野において“信頼度の高い技術”の蓄積をもとに、輸送機器関連事業、鉄鋼関連事業を中心に社会に役立つ製品・商品・サービスを提供してまいりました。その用途は自転車、オートバイ、自動車、家具、住宅、店舗、福祉機器、産業機械、生産設備、その他諸設備等それぞれの分野で幅広く活用され、社会に有用な役割を果たすべく不断の研究・技術開発に挑戦しております。特にロールフォーミング技術を駆使した塑性形状加工技術は、長年に亘って蓄積されたノウハウとそれを実現する熟練度の高い生産技術に支えられ、今後とも大きな可能性を秘めているところであります。
当社は、顧客の要望に応えるために提案型営業を展開し、社会のニーズに柔軟かつ的確に対応する体制作りを積極的に進めております。
 3. 品質改善活動と環境との調和・協調等によるCSRを果たす取組みの積極的な推進
また全社でISOマネジメントシステム（品質・環境）を導入し、国際規格に適合した独自の基準・精度のもと、開発から設計、生産などの全工程で製品の品質保証を行い、提案制度や小集団活動などによる品質改善活動を進め、企業体質強化に注力しております。
さらに地球環境との調和・協調に貢献すべく、環境方針を定め事業活動の社会的な責任（CSR）を果たす取組みを積極的に推進しております。
 4. 社会との共生関係に基盤を置いた経営の推進
2.のとおり、当社において企業価値の源泉となるべき事業内容は種々ございますが、各事業が社会に果たす役割を明確に認識しつつ、短期的かつ一時的な利益追求の製品・商品のみならず、株主・投資者、顧客・仕入先等の取引先、従業員、地域社会等を含めた“社会との共生関係”に基盤を置いた確固たる理念のもとに各事業の運営が行われることこそが、当社における企業経営の本質であり、それにより、企業価値ひいては株主共同の利益の確保、向上が図れるものと考えております。
当社はかかる使命感と信念のもと、金属加工分野を中心に様々な社会的な役割を担うべき製品・商品を開発、提供する不断の努力を重ね、企業価値ひいては株主共同の利益の中長期的な確保、向上に邁進してまいります。

5. コーポレート・ガバナンスに対する取組み

1. のとおり、当社は、「公正かつ誠実に企業運営し社会の発展に貢献する」ことを経営理念の一つとしており、経営における透明性を高め、公正性の維持・向上に努めて企業の社会的使命と責任を果たし、企業価値の向上を図るべくコーポレート・ガバナンスの充実・強化に取り組んでいます。取締役会は、取締役9名で構成され、毎月1回の定例開催や必要に応じた臨時開催により、経営の基本方針や重要事項を協議するとともに、業績の進捗についても議論し対策等を検討しています。

監査役会は、常勤の監査役1名、非常勤の監査役3名（うち2名が社外監査役）で構成され、取締役会には監査役全員が出席しており、取締役とは職責を異にする独立機関であることを充分認識し、積極的かつ活発な意見表明をしています。さらに、常勤の監査役は、社内の重要な会議に必ず出席するほか、重要な決裁文書を閲覧し、取締役、使用人から報告を受けるなど、取締役の業務の執行を充分に監視しています。

また、当社では、内部統制の徹底とリスクマネジメントに万全を期す目的で、社長直轄の内部監査室を設置しており、必要に応じて総務部及び経理部においてサポートを行っています。さらに、取締役、使用人の日常業務が法令、定款等を遵守すると同時に効率的な業務運営を執行する体制を構築し、コンプライアンスの強化とリスクマネジメントの充実に取り組んでいます。

本プランの内容（会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み）

1. 本プラン導入の目的と必要性

4. のとおり、当社は、株主等を含めた“社会との共生関係”に基盤を置いた確固たる理念のもとに各事業の運営が行われることこそが企業経営の本質であり、それにより、企業価値ひいては株主共同の利益の確保、向上が図れるものと考えております。

しかしながら、近時においては、不適切な株式の大量買付けにより、会社の企業価値ひいては株主共同の利益が毀損される可能性が生じる状況が散見される事態となっております。平成20年3月31日現在の当社の株主構成は、7頁に記載の「会社の株式に関する事項」のとおりとなっており、5%以上の出資比率を有する株主は存在せず、金融機関、国内法人、外国法人及び個人等に広く分散して保有されて、安定的な大株主が存するわけではありませんので、今後、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保、向上を損なうような大量買付けが行われる可能性を否定することはできません。そのため、当社取締役会は、当社に対して、突然にかかる大量買付けが行われた場合、株主の皆様に対し当該大量買付け行為の適否について判断するに十分な情報及び時間的余裕が与えられるべきであるとともに、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保、向上を侵害するような大量買付けに対しては適時適切な対抗措置が必要であると考えます。

このような目的及び必要性から、当社は、当社株式の大量買付けのルールや対抗措置発動のルール等を内容とする本プランの導入を決定するに至った次第です。

2. 本プランの概要とその合理性を高める取組み

(1) 本プランの概要

本プランは、当社の株券等の大量買付者に対し、大量買付者の名称及び住所または所在地等を記載した意向表明書ならびに大量買付け等の目的、方法及びその内容、大量買付け等の価額の算定根拠、大量買付け後の当社及び当社グループの経営方針、事業計画、資本政策ならびに配当政策等の必要情報の提供など、事前に明定した手続の遵守を求めるとともに、大量買付者が同手続に違反した場合及び当該大量買付け等が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある場合等に、独立委員会の勧告を踏まえた当社取締役会または株主総会の決議に基づき、新株予約権の無償割当て等を内容とする対抗措置を発動する買収防衛策です。

大量買付者出現時の対応にかかる手続、新株予約権の無償割当ての概要等、株主・投資家に与える影響及び本プランの有効期間と廃止・変更については、3.ないし6.記載のとおりです。また、大量買付者出現時にかかる手続の流れは概ね【別紙1】のとおりとなっています。

(2) 本プランの合理性を高める取組み

a. 株主総会決議による承認を得ることとしていること

本プランは一旦取締役会の決議により導入しましたが、その有効期間は本定時株主総会の終結のときまでとし、本定時株主総会においてあらためて株主の皆様のご賛同が得られた場合にさらに3年間継続することとしています。なお、本議案は、定款の変更を伴うものとし、その承認には特別決議を要する仕組みとすることにより、株主の皆様のご意思を最大限尊重し反映させることとしております。

b. 独立委員会を設置し、その勧告を最大限尊重することとしていること

本プランにおいては、当社取締役会が対抗措置発動の最終的な判断を行うこととしておりますが、その判断にあたっては合理性、客観性、公正性及び透明性を担保するために社外の独立した委員から構成される独立委員会を設置しました。

当社取締役会は独立委員会による対抗措置発動の適否等についての判断と勧告を最大限尊重することとし、取締役会の恣意性を極力排除するよう努めます（独立委員会規則の概要については【別紙2】を、独立委員会の委員の氏名及び略歴については【別紙3】をご参照ください。）。

なお、独立委員会は必要に応じ、外部専門家（弁護士、公認会計士、フィナンシャルアドバイザー、コンサルタントその他の専門家を含みます。）による専門的見地からの助言を得、判断の参考とすることもできます。

- c. 対抗措置の発動要件の合理性・客観性を確保していること
本プランは新株予約権の無償割当て等を対抗措置の内容とするものですが、. 4. (1)記載のとおり、その発動を、大量買付者による手続不遵守があった場合や大量買付けがあらかじめ定める一定の類型に該当する場合といった合理的かつ客観的な要件にかからしめることにより、透明性・予測可能性を高めるとともに、不必要な場合にまで対抗措置が発動されることのないようにしています。
- d. 有効期間を3年としていること（いわゆるサンセット条項）
本定時株主総会において本プランの継続についてのご承認をいただいた後は、本プランは有効期間を3年とし、3年に一度、定時株主総会において、株主の皆様にご賛同をいただき、3年に一度、株主の皆様にご賛同が得られない場合には、本プランはそれ以上継続せず廃止するものとします。
- e. 株主の意思によりいつでも本プランを廃止することができること
本プランは有効期間中であっても株主総会の決議によりいつでも廃止することができます。また、. 2. (2)d. に記載の通り、3年に一度、株主の皆様にご賛同が得られない場合には、本プランはそれ以上継続せず廃止することとしています。
- f. デッドハンド型買収防衛策及びスローハンド型買収防衛策でないこと
本プランは、株主総会で選任された取締役会の決議により廃止できることとしているため、いわゆるデッドハンド型買収防衛策（株主総会で取締役の過半数の交代が決議されてもなお廃止または不発動とすることができない買収防衛策）でないことはもとより、スローハンド型買収防衛策でもありません。なお、当社は取締役の期差選任制を採用しておらず、また取締役選任のための決議要件についても加重していません。
- g. 事前開示を充実させること
本プランの内容については、今後、大量買付者の出現や買収提案の内容、同提案に対する当社取締役会の意見表明、独立委員会における判断結果等、株主の皆様ご判断材料となる事実については、適時適切に開示を行うこととします。
3. 大量買付者出現時の対応にかかる手続
- (1) 対象となる買付け等
当社は、以下に記載する もしくは に該当する買付けもしくはこれに類似する行為またはその提案（以下「大量買付け等」といい、大量買付け等を行おうとする者を「大量買付者」といいます。）がなされた場合、本プランに定める手続に従い、対抗措置として、原則として、. 4. に定める新株予約権の無償割当てを実施します。ただし、会社法その他の法令及び当社の定款上認められるその他の対抗措置（以下、新株予約権の無償割当てを含むこれらの対抗措置を総称して「本新株予約権の無償割当て等」といいます。）を発動することが適当と判断される場合には当該その他の対抗措置を発動することもあります。

当社が発行者である株券等（注1）について、保有者（注2）の株券等保有割合（注3）が20%以上となる買付け等

当社が発行者である株券等（注4）について、公開買付け（注5）に係る株券等の株券等所有割合（注6）及びその特別関係者（注7）の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

(注1) 「株券等」とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。以下別段の定めがない限り同じとします。

(注2) 「保有者」とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下別段の定めがない限り同じとします。

(注3) 「株券等保有割合」とは、金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合を意味します。以下別段の定めがない限り同じとします。

(注4) 「株券等」とは、金融商品取引法第27条の2第1項に規定する株券等を意味します。以下において同じとします。

(注5) 「公開買付け」とは、金融商品取引法第27条の2第6項に規定する公開買付けを意味します。以下別段の定めがない限り同じとします。

(注6) 「株券等所有割合」とは、金融商品取引法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合を意味します。以下別段の定めがない限り同じとします。

(注7) 「特別関係者」とは、金融商品取引法第27条の2第7項に規定する特別関係者を意味します。但し、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。以下別段の定めがない限り同じとします。

(2) 大量買付者による情報の提供

a. 意向表明書の事前提出

大量買付者は、大量買付け等の実行に先立ち、当社に対して、本プランに従う旨の誓約及び以下の(a)及び(b)に掲げる事項等を当社所定の書式により日本語で記載した意向表明書を提出していただきます。

(a) 大量買付者の概要

大量買付者の名称

住所または所在地

代表者の役職・氏名

事業目的及び事業内容

大株主または大口出資者（所有株式数または出資割合上位10名）の名称、住所または所在地、代表者の役職・氏名、事業目的及び事業内容

大量買付者が現に保有する当社の株券等の数及び意向表明書提出日前60日間における大量買付者の当社の株券等の取引状況

国内連絡先

設立準拠法

(b) 提案する大量買付け等の概要等

大量買付け等の目的、方法及び内容の概要

大量買付け等の後の当社及び当社グループの経営方針、
事業計画、資本政策及び配当政策の概要

大量買付け等の後の当社の従業員、取引先、顧客その他
の当社に係る利害関係者に関する対応方針の概要

b. 必要情報の提供

当社取締役会は、3.(2)a.の意向表明書の記載に不備がある場合を除き、意向表明書を受領した日の翌日から起算して10営業日（注8）以内に、株主の判断及び当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）のリストを大量買付者に交付します。本必要情報の具体的な内容は、大量買付者の属性及び大量買付け等の内容により異なりますが、一般的な項目の一部は例えば以下のとおりです。

なお、大量買付者による本必要情報の提供は、当社所定の書式で日本語によるものとします。

大量買付者及びそのグループ（共同保有者（注9）、特別関係者及び（ファンドの場合は各組員）その他の構成員を含みます。）の詳細（名称、事業目的及び事業内容、資本構成、財務内容、当該大量買付け等と同種の過去の取引の詳細、当該過去の取引が対象会社の企業価値に与えた影響等を含みます。）

大量買付け等の目的、方法及び内容（大量買付け等の対価の種類・価額、大量買付け等の時期、関連する取引の仕組み、大量買付け等の方法の適法性、大量買付け等の実行の可能性等を含みます。）

大量買付け等の価額の算定根拠（算定の前提となる事実、算定方法、算定に用いた数値情報及び大量買付け等にかかわる一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容及びその算定根拠等を含みます。）

大量買付け等の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）

大量買付け等に際しての共同保有者、特別関係者及び関連者（注10）との間における意思連絡の有無ならびに意思連絡がある場合はその内容及び当該意思連絡がある者の概要

大量買付者が既に保有する当社の株券等に関する貸借契約、担保契約、売戻契約、売買の予約その他の重要な契約または合意（以下「契約等」といいます。以下、において同じとします。）がある場合には、その契約等の種類、相手方及び対象となっている株券等の数量等当該契約等の具体的内容

大量買付者が大量買付け等において取得を予定する当社の株券等に関し、契約等の締結の予定がある場合には、予定している契約等の種類、相手方及び対象となっている株券等の数量等当該契約等の具体的内容

大量買付け等の後の当社及び当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策

大量買付け等の後の当社の従業員、取引先、顧客その他の当社にかかる利害関係者に関する対応方針

当社の他の株主との間の利益相反を回避するための具体的方策

当社取締役会は本必要情報を受領した場合、速やかにこれを独立委員会に提供するものとします。独立委員会は本必要情報を精査し、内容が不十分と判断した場合には、大量買付者に対し、適宜回答期限を定めた上で、取締役会等を通じて追加的に情報提供を求めることがあります。この場合、大量買付者においては、当該期限までに、本必要情報を追加的に提供していただきます。

なお、当社取締役会は、独立委員会が大量買付者による本必要情報の提供が十分になされたと認めた場合には、速やかに本必要情報の提供が完了した旨を大量買付者に通知します。

(注8) 「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律第1条第1項各号に掲げる日以外の日を意味します。以下別段の定めがない限り同じとします。

(注9) 「共同保有者」とは、金融商品取引法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下別段の定めがない限り同じとします。

(注10) ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者、またはその者と共同もしくは協調して行動する者を意味します。なお、「支配」とは、会社法施行規則第3条第3項に規定する財務及び事業の方針の決定を支配している場合をいいます。

c. 大量買付者が本プランに定める手続を遵守しなかった場合

独立委員会は、大量買付者が本プランに定める手続を遵守しなかった場合、引き続き意向表明書及び本必要情報の提供を求めて買付け者等と協議・交渉等を行うべき特段の事情がある場合を除き、原則として当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当て等を実施することを勧告します。

(3) 大量買付け等の内容の検討等

a. 当社取締役会に対する情報提供の要求

独立委員会は、大量買付者から意向表明書及び本必要情報が提供された場合、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保、向上の観点から、意向表明書及び本必要情報の内容と当社取締役会の事業計画、当社取締役会による企業評価等との比較検討を行うために、当社取締役会に対しても、当社取締役会による情報収集や企業評価等の検討等に必要な時間を考慮して適宜回答期限（原則30日以内とします。）を定めた上、大量買付け等の内容に対する意見（留保する旨の意見を含むものとします。以下同じとします。）、その根拠資料、代替案その他独立委員会が適宜必要と認める情報・資料等を提供するよう要求することがあります。

b. 独立委員会による検討作業

独立委員会は、大量買付者及び当社取締役会から情報・資料等（追加的に提供を要求したのも含みます。）の提供が十分になされたと認めた場合、原則として最長60日間の検討期間（以下「独立委員会検討期間」といいます。）を設定します。ただし、独立委員会は、3.(4)c.のとおり、必要に応じ、通算して最長30日を超えない範囲で当該期間の延長・再延長をその決議をもって行うことができるものとします。そして、独立委員会は、独立委員会検討期間において大量買付け等の内容の検討、大量買付者と当社取締役会の経営計画・事業計画等に関する情報収集・比較検討、及び当社取締役会の提示する代替案の検討等を行います。また、独立委員会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保、向上という観点から、当該大量買付け等の内容を改善させるために必要であれば、当社取締役会等を通じて当該大量買付者と協議・交渉等を行います。

大量買付者は、独立委員会が当社取締役会等を通じて検討資料その他の情報提供、協議・交渉等を求めた場合、速やかにこれに応じなければならないものとします。

なお、独立委員会の判断が当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保、向上に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、外部専門家（弁護士、公認会計士、フィナンシャルアドバイザー、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ること等ができるものとします。

(4) 独立委員会における判断

独立委員会は、大量買付者が出現した場合において、以下のとおり当社取締役会に対する勧告等を行うものとします。

a. 本新株予約権の無償割当て等の実施を勧告する場合

独立委員会は、大量買付者が本プランに定める手続を遵守しなかった場合、または大量買付け等の内容の検討、大量買付者との協議・交渉等の結果、大量買付け等が . 4.(1) ないしに定める要件のいずれかに該当し、本新株予約権の無償割当て等を実施することが相当であると判断した場合には、独立委員会検討期間の開始または終了の有無に関わらず、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当て等を実施することを勧告します。

ただし、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当て等の実施の勧告をした後も、以下のいずれかの事由に該当し、または本新株予約権の無償割当て等を実施することもしくは行使を認めることが相当でないと判断するに至った場合には、本新株予約権の無償割当て等の中止または変更を行うことがあります。例えば、独立委員会が本新株予約権の無償割当ての実施の勧告をした場合、本新株予約権の無償割当ての効力発生日までにおいては、本新株予約権の無償割当ての中止、本新株予約権の無償割当ての効力発生日後本新株予約権の行使期間開始日の前日までの間においては、本新株予約権を無償にて取得することを当社取締役会に対し勧告することができるものとします。

当該勧告後、大量買付者が大量買付け等を撤回した場合、その他大量買付け等が存しなくなった場合

当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、大量買付け等が . 4.(1) ないしに定める要件のいずれにも該当しなくなった場合

なお、独立委員会は、本新株予約権の無償割当て等を実施することが相当であると判断する場合でも、新株予約権の無償割当て等の実施について株主総会の決議を得ることが相当であると判断するときは、当社取締役会に対し、株主総会の招集、新株予約権の無償割当て等に関する議案の付議を勧告することができるものとします。

b. 本新株予約権の無償割当て等の不実施を勧告する場合

独立委員会は、大量買付け等の内容の検討、大量買付者との協議・交渉等の結果、大量買付け等が . 4.(1) ないしに定める要件のいずれにも該当せず、かつ本新株予約権の無償割当て等を実施することが相当でないと判断した場合には、独立委員会検討期間の開始または終了の有無に関わらず、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当て等を実施しないことを勧告します。

ただし、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当て等を実施しないことを勧告した後も、当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、大量買付者による大量買付け等が . 4. (1) ないし に定める要件のいずれかに該当するに至った場合、または本新株予約権の無償割当て等を実施することが相当であると判断するに至った場合には、本新株予約権の無償割当て等を実施することを当社取締役会に対し勧告することができるものとします。

c. 独立委員会検討期間の延長を行う場合

独立委員会が当初の独立委員会検討期間の終了時まで、本新株予約権の無償割当て等の実施または不実施の勧告を行うに至らない場合には、独立委員会は、大量買付け等の内容の検討、大量買付者との協議・交渉、代替案の検討等に必要とされる合理的な範囲内で、独立委員会検討期間を延長する旨の決議を行います。なお、当該期間延長後、さらなる期間の延長を行う場合においても同様の手続によるものとし、延長期間は通算して最長で30日を超えないものとします。

(5) 取締役会の決議、株主総会の開催

当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重して本新株予約権の無償割当て等の実施または不実施等 (. 3. (4)a. に定める本新株予約権の無償割当ての中止及び本新株予約権の無償取得を含みます。) に関する決議を速やかに行うものとします。

また、当社取締役会は、独立委員会から新株予約権無償割当て等の決議に係る株主総会の招集を勧告された場合には、実務上可能な限り最短の期間で株主総会を開催できるように、速やかに当該株主総会において議決権を行使できる株主を確定するための基準日を定め、当該基準日の2週間前までに公告を行うものとします。当該株主総会において議決権を行使できる株主は、当該基準日における最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された株主とします。

当社取締役会は当該株主総会において、本新株予約権の無償割当て等の実施に関する議案を付議するものとし、当該株主総会の決議は出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数によって決するものとします。当社取締役会は、株主総会において新株予約権無償割当て等に係る決議がなされた場合には、株主総会における決議に従い、本新株予約権の無償割当て等に必要な手続を遂行します。

なお、大量買付者は、本プランに定める手続の開始後、当社取締役会が本新株予約権の無償割当て等の実施または不実施に関する決議を行うまでの間、または定款変更後において上記の株主総会が開催される場合には当該株主総会において本新株予約権の無償割当て等の実施または不実施に関する決議がされるまでの間、大量買付け等を実行してはならないものとします。

(6) 株主の皆様に対する情報開示

当社は、独立委員会の判断を参考として、大量買付者の出現、意向表明書及び本必要情報の提供、本必要情報の提供の完了、独立委員会検討期間の開始、独立委員会検討期間を延長する場合にはその期間及び理由、独立委員会検討期間の終了、当社取締役会の独立委員会に対する代替案の提供、独立委員会による勧告、当社取締役会による本新株予約権等の無償割当て等の実施または不実施に関する決議、当社取締役会による株主総会招集の決議、本新株予約権の無償割当て等の実施に関する株主総会の決議にかかるとする事実、その内容等に関する情報を、株主の皆様に対し適時適切に開示します。

4. 新株予約権の無償割当ての概要等

(1) 本新株予約権の無償割当て等の要件

当社は、大量買付け等が次に掲げる要件のいずれかに該当し、本新株予約権の無償割当て等を実施することが相当であると判断した場合、3.(5)に記載される当社取締役会または株主総会の決議により、本新株予約権の無償割当て等を実施することを予定しております。なお、3.(4)のとおり、本新株予約権の無償割当て等の実施または不実施に関する決議は、必ず独立委員会の判断及び勧告を経て行われます。

本プランに定める手続を遵守しない大量買付け等である場合

次に掲げる行為その他これに類似する行為により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある大量買付け等である場合

ア．株券等を買ひ占め、その株券等について当社に対して高値で買取りを要求する行為

イ．当社の経営を一時的に支配して、当社の事業経営上必要な資産等を大量買付者またはそのグループに取得させる等、当社の犠牲の下に大量買付者やそのグループの利益を実現する経営を行うような行為

ウ．当社の資産を大量買付者またはそのグループの債務の担保や弁済原資として流用する行為

エ．当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って高値で売り抜ける行為

強圧的二段階買付け（最初の買付けで全株式の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を株主に不利に設定し、または明確にしないで、公開買付け等の株式買付けを行うことをいいます。）等株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある大量買付け等である場合

当社取締役会に、当該大量買付け等に対する代替案を提示するために合理的に必要な期間を与えることなく行われる大量買付け等である場合

当社株主に対して、本必要情報その他の大量買付け等の内容を判断するために必要かつ十分な情報が提供されない場合

大量買付け等の条件（大量買付け等の対価の種類・価額、大量買付け等の時期、関連する取引の仕組み、大量買付け等の方法の適法性、大量買付け等の実行の可能性、大量買付け等の後の当社及び当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策、ならびに大量買付け等の後における当社の従業員、取引先、顧客その他の当社にかかる利害関係者に関する対応方針等を含みますがこれらに限られません。）が当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保、向上にかんがみ不相当な大量買付け等である場合

当社の企業価値を生み出す上で必要不可欠な当社の従業員、顧客、取引先、債権者など当社にかかる利害関係者との関係、または当社の社会的信用もしくはブランド価値を著しく損なうような大量買付け等である場合

その他 から までに準ずる場合で、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある大量買付け等である場合

(2) 本新株予約権の無償割当ての概要

本プランに基づき対抗措置として本新株予約権の無償割当てを実施する場合、その概要は次のとおりです。なお、本新株予約権の詳細については、【別紙4】をご参照下さい。

a. 本新株予約権の数

本新株予約権の無償割当ての取締役会決議または株主総会決議（以下「本新株予約権無償割当決議」といいます。）において別途定める割当期日（以下「割当期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を控除します。）と同数の新株予約権を割り当てます。

b. 割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された当社以外の株主に対し、その保有する当社株式1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権を無償で割り当てます。

c. 本新株予約権の効力発生日

本新株予約権無償割当決議において別途定める日とします。

d. 本新株予約権の目的である株式の数

本新株予約権1個あたりの目的となる株式の数（以下「対象株式数」といいます。）は、別途調整がない限り1株とします。

- e. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株あたりの価額は、1円以上で本新株予約権無償割当決議において別途定める価額とします。
- f. 本新株予約権の行使期間
本新株予約権無償割当決議において別途定める日を初日（以下、かかる行使期間の初日を「行使期間開始日」といいます。）とし、1ヶ月間から3ヶ月間までの範囲で本新株予約権無償割当決議において別途定める期間とします。
- g. 本新株予約権の行使条件
特定大量保有者（注11）、特定大量保有者の共同保有者、特定大量買付者（注12）、特定大量買付者の特別関係者、上記 ないし に該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受けもしくは承継した者、または、上記 ないし に該当する者の特定関連者（注13）（以下、ないし に該当する者を総称して「非適格者」といいます。）は、原則として本新株予約権を行使することができません。
- （注11）「特定大量保有者」とは、当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が20%以上となると当社取締役会が認めた者をいいます。ただし、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保、向上に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当決議において別途定める所定の者は、特定大量保有者に該当しないものとします。
- （注12）「特定大量買付者」とは、公開買付けによって当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の2第1項に規定する株券等を意味します。以下（注12）において同じとします。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等を意味します。以下（注12）において同じとします。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして同法施行令第7条第1項に規定する場合を含みます。）に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となると当社取締役会が認めた者をいいます。ただし、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保、向上に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当決議において別途定める所定の者は、特定大量買付者に該当しないものとします。

(注13) ある者の「特定関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者として当社取締役会が認めた者、またはその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお、「支配」とは、会社法施行規則第3条第3項に規定する財務及び事業の方針の決定を支配している場合をいいます。

h. 本新株予約権の譲渡

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要します。

i. 当社による本新株予約権の取得

(a) 当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日において、全ての本新株予約権を無償で取得することができます。

(b) 当社は、当社取締役会が別途定める日において、非適格者以外の者が有する本新株予約権の全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができます。

(c) 当社は、本新株予約権無償割当決議において、別途本新株予約権の取得に関する事項（非適格者からの取得に関する事項を含みます。）を定める場合があります。

5. 株主・投資家に与える影響

(1) 本プランの導入時に株主及び投資家の皆様に与える影響

本プランの導入時点においては、本新株予約権の無償割当て等は行われませんので、株主及び投資家の皆様に直接具体的な影響が生じることはありません。

(2) 対抗措置として本新株予約権の無償割当てが実施された場合に株主及び投資家の皆様に与える影響

当社取締役会または株主総会において、本新株予約権の無償割当てを実施することを決議した場合、当該決議において別途定める割当期日における株主の皆様に対し、原則としてその保有する当社株式1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権が無償で割り当てられます。仮に、株主の皆様が、本新株予約権の権利行使期間内に金銭の払い込みその他 . 5. (3) に記述する本新株予約権の行使にかかる手続を経なければ、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する株式が希釈化されることとなります。ただし、当社は、 . 5. (3)c. に記載する手続により、非適格者以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、それと引換えに当社株式を交付することがあります。当社がかかる取得の手続を取った場合、非適格者以外の株主の皆様は、本新株予約権の行使及び行使価額相当の金銭の払い込みをせずに当社株式を受領することとなり、その保有する当社株式の価値の希釈化は生じません。

なお、本新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後においても、当社は、3.(4)a.に記載した独立委員会の勧告を最大限尊重して、本新株予約権の無償割当てを中止し、または本新株予約権を無償取得する場合があります。これらの場合、当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じないこととなるため、経済的価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により損害を被る可能性がある点にご留意ください。

(3) 対抗措置として本新株予約権の無償割当てが実施された場合に本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様に必要なとなる手続

a. 名義書換手続

当社取締役会または株主総会において、本新株予約権の無償割当てを実施することを決議した場合には、当社は、本新株予約権の無償割当てにかかる割当期日を公告します。この場合、割当期日における最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された株主の皆様には本新株予約権が無償で割り当てられますので、株主の皆様におかれましては、割当期日に間に合うよう、速やかに株式の名義書換手続を行っていただく必要があります。証券保管振替機構に対する預託を行っている株券については、名義書換手続は不要です。

なお、割当対象株主の皆様は、本新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に新株予約権者となるため、申込みの手続等は不要です。

b. 本新株予約権の行使手続

当社取締役会または株主総会において、本新株予約権の無償割当てを実施することを決議した場合には、当社は、割当対象株主の皆様に対し、原則として、本新株予約権の行使請求書(行使にかかる本新株予約権の内容及び数、本新株予約権を行使する日等の必要事項、ならびに株主ご自身が非適格者でないこと等についての表明・保証条項、補償条項、違約金条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式によるものとします。)その他本新株予約権の権利行使に必要な書類を送付します。本新株予約権の無償割当て後、株主の皆様においては、本新株予約権の行使期間内にこれらの必要書類を提出した上、本新株予約権1個あたり1円以上で本新株予約権無償割当決議において定める価額に相当する金銭を払込取扱場所に払い込むことにより、本新株予約権1個につき原則として1株の当社株式が発行されることとなります。

c. 当社による新株予約権の取得の手續

当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決議をした場合、法定の手續に従い、当社取締役会が別途定める日をもって、本新株予約権を取得します。

このうち、非適格者以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、これと引換えに当社株式を交付する場合には、かかる株主の皆様は、行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による当該本新株予約権の取得の対価として、原則として1個の本新株予約権につき1株の当社株式を受領することになります。この場合、かかる株主の皆様には、別途、ご自身が非適格者でないこと等についての表明・保証条項、補償条項、違約金条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による書面をご提出いただきます。

なお、本新株予約権無償割当決議において、非適格者からの本新株予約権の取得その他取得に関する事項について定められた場合には、当社はかかる定めに従った措置を講じることがあります。

上記のほか、本新株予約権の割当て方法、名義書換方法、行使の方法及び当社による取得の方法の詳細につきましては、本新株予約権無償割当決議が行われた後、株主の皆様に対して情報開示または通知しますので、当該内容をご確認下さい。

6. 本プランの有効期間と廃止・変更

本プランは、平成20年3月25日開催の当社取締役会の決議をもって同日より発効いたしました。有効期限を本定時株主総会の終結の時までとしております。本定時株主総会において、第2号議案として上程している「定款一部変更の件」とともに本プランの継続について株主の皆様のお意思をお諮りし、株主の皆様のご賛同を得られた場合には、本プランの有効期間は、本定時株主総会終結の時から平成23年6月に開催予定の定時株主総会終結の時まで延長されることとし、以降、本プランの継続（一部修正した上での継続を含みます。）については3年ごとに定時株主総会の承認を経ることを条件とします。

本プランは、本定時株主総会により承認された後であっても、株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合は、その時点で廃止されるものとします。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、独立委員会の承認を得た上で、株主総会決議の趣旨に反しない限りにおいて本プランを修正・変更、廃止することができるものとします。

なお、本プランの導入以後、法令の新設または改廃により、本プランの条項または用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当社取締役会において、当該新設または改廃の趣旨を考慮の上、本プランの条項または用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものとします。

・本プランが会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の株主の共同利益を損なうものではなく、当社役員の地位の維持を目的とするものではないことについて

1. 本プランが会社の支配に関する基本方針に沿うものであること

・で述べたとおり、当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の経営理念、企業価値のさまざまな源泉、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保、向上させる者でなければならず、企業価値ひいては株主共同の利益を侵害するおそれのある大量買付けを行おうとする者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

本プランは、このような企業価値ひいては株主共同の利益を侵害するおそれのある買収からの防衛をその目的及び内容としており、当社における会社の支配に関する基本方針に沿うものであります。

2. 本プランが当社の株主の共同利益を損なうものではないこと

・1.で述べたとおり、本プランは、企業価値ひいては株主共同の利益を侵害するおそれのある大量買付けを行おうとする者から当社を防衛することをその目的及び内容としており、株主共同の利益を損なうものではありません。

このことは、2.で述べたとおり、本プランが、導入に際して株主総会決議による承認を得ることとしていること、独立委員会を設置し、その勧告を最大限尊重することとしていること、対抗措置の発動要件の合理性・客観性を確保していること、有効期間を3年としていること、株主の意思によりいつでも本プランを廃止できること、デッドハンド型買収防衛策でないこと及び事前開示を充実させていることなどからも明白です。

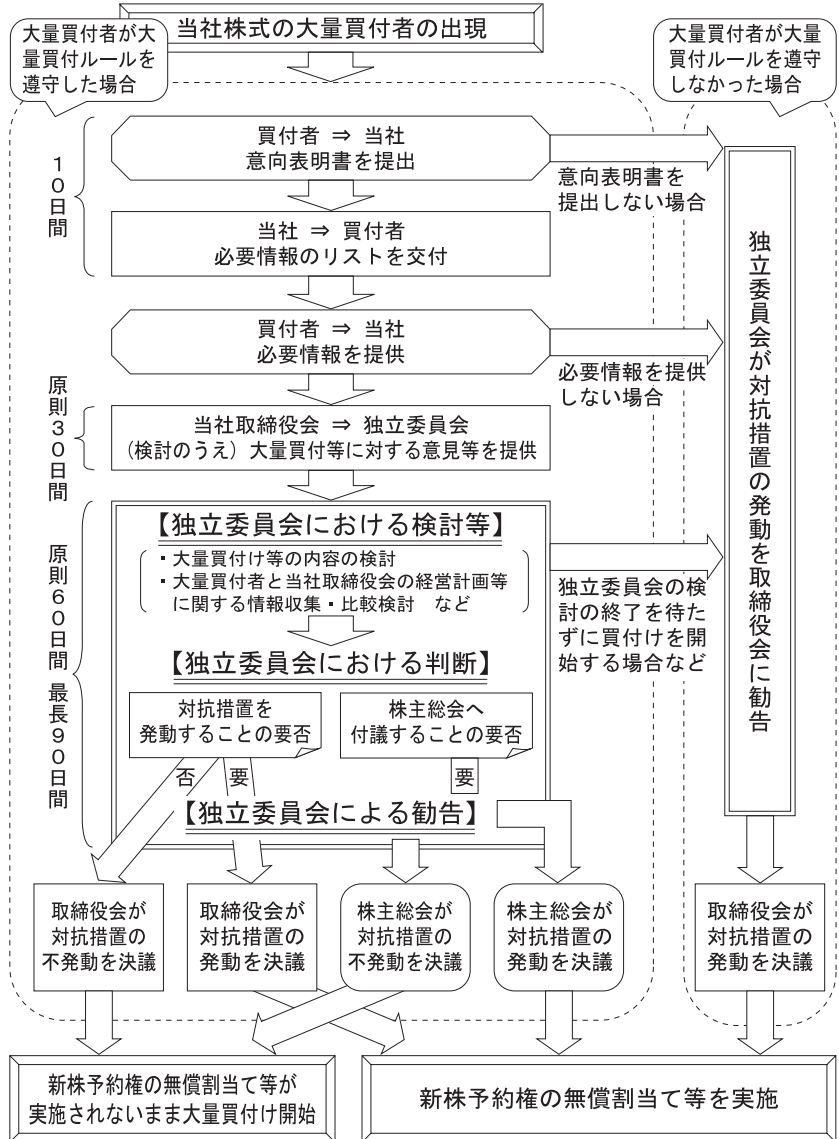
3. 本プランが当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

・1.で述べたとおり、本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保、向上のために導入するものであり、当社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

このことは、本プランが対抗措置の発動につき社外の独立した委員から構成される独立委員会の勧告を最大限尊重するという枠組みを取っていることなどからも明白です。

なお、本プランは、平成17年5月27日に経済産業省・法務省から公表された「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」が定める3原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）に適合しております。

【別紙1】 大量買付者出現時にかかる手続の概要



(注) 本図は、大量買付者出現時の対応にかかる手続の内容の理解の一助となるよう、あくまで概要をイメージとしてわかりやすく表示した参考資料ですので、手続の詳細については本文をご覧ください。

【別紙2】 独立委員会規則の概要

1. 独立委員会は当社取締役会の決議により設置される。
2. 独立委員会委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、当社社外監査役または社外の有識者のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会が選任する。ただし、社外の有識者は、実績ある会社経営者、官庁出身者、投資銀行業務もしくは当社の業務領域に精通する者、弁護士、公認会計士、学識経験者またはこれらに準ずる者でなければならず、また、別途当社取締役会が指定する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結した者でなければならない。
3. 独立委員会委員の任期は、選任後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、社外監査役であった独立委員会委員が監査役でなくなった場合（ただし、再任された場合を除く。）には、独立委員会委員としての任期も同時に終了するものとする。ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。
4. 独立委員会は、以下の各号に掲げる事項について決定し、その決定の内容を、その理由を付して当社取締役会に対して勧告する。当社取締役会は、この独立委員会の勧告を最大限尊重し、本新株予約権無償割当て等の実施または不実施等（本新株予約権の無償割当ての中止を含む。）に関する決議を行う（ただし、本新株予約権無償割当て等の実施が当社株主総会に付議された場合には、当該株主総会における決議に従う。）。なお、独立委員会委員は、こうした決定にあたっては、専ら当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保、向上に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、自己または当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
 - 本新株予約権の無償割当て等の実施または不実施（本新株予約権の無償割当て等の実施につき当社株主総会へ付議することを含む。）
 - 本新株予約権の無償割当て等の中止または変更
 - 本新株予約権の無償取得
 - その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が独立委員会に諮問した事項
5. 上記に定めるところに加え、独立委員会は、以下の各号に掲げる事項を行う。
 - 当該買付け等が本プランの対象となる大量買付け等に該当するか否かの判断
 - 大量買付者及び当社取締役会が独立委員会に提供すべき情報・資料等の提供の要求及びその回答期限の決定
 - 独立委員会検討期間の設定及び延長・再延長の決議
 - 大量買付け等の内容の精査・検討
 - 当社取締役会に対する代替案の提示の要求、代替案の検討
 - 当社取締役会を通じた大量買付者との交渉・協議

本プランの修正・変更、廃止にかかる承認

その他本プランにおいて独立委員会が行うことができると定められた事項

当社取締役会が別途独立委員会で行うことができるものと定めた事項

6. 独立委員会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保、向上という観点から、大量買付け等の内容を改善させるために必要であれば、当社取締役会等を通じて大量買付者と協議・交渉を行うものとする。
7. 独立委員会は、必要な情報収集を行うため、当社の取締役、監査役、従業員その他独立委員会が必要と認める者の出席を要求し、独立委員会が求める事項に関する説明を求めることができる。
8. 独立委員会は、当社の費用で、外部専門家（弁護士、公認会計士、フィナンシャルアドバイザー、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ること等ができる。
9. 各独立委員会委員は、大量買付け等がなされた場合その他いつでも独立委員会を招集することができる。
10. 独立委員会の決議は、原則として、独立委員会委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。ただし、委員に事故ある時その他やむを得ない事由があるときは、独立委員会委員の過半数が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行うことができる。

【別紙3】 独立委員会の委員の氏名及び略歴

高 村 順 久 (昭和19年9月23日生)
昭和46年4月 弁護士登録(大阪弁護士会入会、野島法律事務所入所)
昭和56年4月 清水・高村法律事務所開設(現 弁護士法人サン総合法律事務所)
平成10年4月 大阪弁護士会副会長、日本弁護士連合会理事、近畿弁護士会連合会理事
平成14年4月 大阪弁護士会司法改革推進本部副本部長(現任)
平成19年8月 大阪地方裁判所委員(現任)

(注) 高村順久氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

西 尾 宇一郎 (昭和30年3月7日生)
昭和57年3月 公認会計士登録
昭和58年12月 税理士登録
平成11年7月 監査法人誠和会計事務所(現 監査法人トーマツ)代表社員
平成13年7月 日本公認会計士協会理事
平成17年4月 関西学院大学専門職大学院経営戦略研究科教授(現任)
平成18年6月 松下電工株式会社社外監査役(現任)

(注) 西尾宇一郎氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

武 永 健 二 (昭和14年3月15日生)
昭和44年3月 公認会計士登録
昭和59年7月 監査法人トーマツ代表社員
平成9年6月 (財)島津科学技術振興財団監事(現任)
平成16年6月 当社社外監査役(現任)

(注) 武永健二氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

【別紙4】 新家工業株式会社 新株予約権無償割当ての要項

1. 新株予約権無償割当てに関する事項の決定

(1) 新株予約権の内容及び数

2.記載の事項を含む内容の新株予約権（以下、個別にまたは総称して「新株予約権」という。）の無償割当ての取締役会決議または株主総会決議（以下「新株予約権無償割当決議」という。）において別途定める割当期日（以下「割当期日」という。）における当社の最終の発行済株式総数（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を控除する。）と同数の新株予約権を割り当てる。

(2) 割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された当社以外の株主に対し、その保有する当社株式1株につき新株予約権1個の割合で、新株予約権を無償で割り当てる。

(3) 新株予約権の無償割当ての効力発生日

新株予約権無償割当決議において別途定める日とする。

2. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の数

a. 新株予約権1個あたりの目的となる株式の数（以下「対象株式数」という。）は、1株とする。ただし、当社が株式の分割または株式の併合を行う場合、対象株式数は次の算式により調整されるものとし、調整の結果生ずる1株未満の端数は切り捨てるものとし、現金による調整は行わない。

調整後対象株式数 = 調整前対象株式数 × 分割・併合の比率

なお、将来、当社が種類株式発行会社（会社法第2条第13号）となった場合においても、新株予約権の行使により発行される当社株式及び新株予約権の取得と引換えに交付する株式は、いずれも当社普通株式とする。

b. 調整後対象株式数は、株式の分割の場合はその基準日の翌日以降、株式の併合の場合はその効力発生の翌日以降、これを適用する。

c. 2.(1)a.に定めるほか、株式無償割当て、合併、会社分割等当社の発行済株式数（ただし、当社の有する当社株式の数を除く。）の変更または変更の可能性を生ずる行為を行う場合で、対象株式数の調整を必要とするときには、株式無償割当て、合併、会社分割その他の行為の条件等を勘案の上、対象株式数につき合理的な調整を行うものとする。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、行使価額に対象株式数を乗じた価額とする。

「行使価額」とは、新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株あたりの価額のことであり、1円以上で新株予約権無償割当決議において別途定める価額とする。

(3) 新株予約権の行使期間

新株予約権無償割当決議において別途定める日を初日（以下、かかる行使期間の初日を「行使期間開始日」という。）とし、1ヶ月間から3ヶ月間までの範囲で新株予約権無償割当決議において別途定める期間とする。ただし、2.(7)b.の規定に基づき当社が新株予約権を取得する場合、当該取得に係る新株予約権の行使期間は、当該取得日の前営業日までとする。また、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込みの取扱場所の休業日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。

(4) 新株予約権の行使条件

a. 特定大量保有者、特定大量保有者の共同保有者、特定大量買付者、特定大量買付者の特別関係者、上記 ないし に該当する者から新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受けもしくは承継した者、または 上記 ないし に該当する者の特定関連者（以下、 ないし に該当する者を総称して「非適格者」という。）は、原則として新株予約権を行使することができない。

なお、上記に用いられる用語は次のとおりに定義される。

「特定大量保有者」とは、当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味する。以下別段の定めがない限り同じ。）の保有者（同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同第3項に基づき保有者に含まれる者を含む。）で、当該株券等に係る株券等保有割合（同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合を意味する。）が20%以上となると当社取締役会が認めた者をいう。

「共同保有者」とは、金融商品取引法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同第6項に基づき共同保有者とみなされると当社取締役会が認めた者を含む。

「特定大量買付者」とは、公開買付け（金融商品取引法第27条の2第6項に規定する公開買付けを意味する。）によって当社が発行者である株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等を意味する。以下本 において同じ。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等を意味する。以下本 において同じ。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして同法施行令第7条第1項で定める場合を含む。）に係る株券等の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合を意味する。以下同じ。）がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となると当社取締役会が認めた者をいう。

「特別関係者」とは、金融商品取引法第27条の2第7項に規定する特別関係者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含む。）をいう。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除く。

ある者の「特定関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者として当社取締役会が認めた者、またはその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいう。「支配」とは、会社法施行規則第3条第3項に規定する財務及び事業の方針の決定を支配している場合をいう。

- b. 2.(4)a.にかかわらず、次のないし の各号に記載される者は、特定大量保有者または特定大量買付者に該当しないものとする。

当社、当社の子会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第3項に規定する子会社を意味する。）または当社の関連会社（同第5項に規定する関連会社を意味する。）

当社を支配する意図がなく2.(4)a.に記載する要件に該当することになった者である旨当社取締役会が認めた者であって、かつ、2.(4)a.の特定大量保有者に該当することになった後10日間（ただし、当社取締役会はかかる期間を延長することができる。）以内にその保有する当社の株券等を処分等することにより上記2.(4)a.の特定大量保有者に該当しなくなった者

当社による自己株式の取得その他の理由により、自己の意思によることなく、2.(4)a.の特定大量保有者に該当することになった者である旨当社取締役会が認めた者（ただし、その後、自己の意思により当社の株券等を新たに取得した場合を除く。）

その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保、向上に反しないと当社取締役会が認めた者（非適格者に該当すると当社取締役会が認めた者についても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保、向上に反しないと当社取締役会は別途認めることができる。）

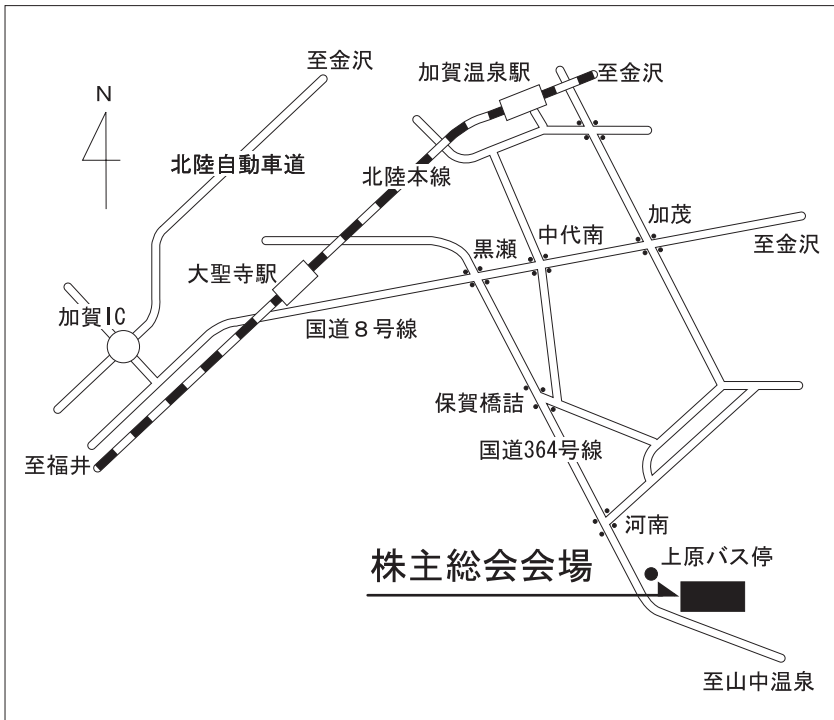
- c. 新株予約権を有する者は、当社に対し、自らが非適格者に該当せず、かつ、非適格者のために行使しようとしている者ではないこと、及び新株予約権の行使条件を充足していること等の表明・保証条項、補償条項、違約金条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による書面を提出した場合に限り、新株予約権を行使することができるものとする。
- d. 新株予約権を有する者が2.(4)の規定により、新株予約権を行使することができない場合であっても、当社は、当該新株予約権を有する者に対して、損害賠償責任その他の責任を一切負わないものとする。

- (5) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金
新株予約権の行使により当社株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金の額は、新株予約権無償割当決議において別途定める額とする。
- (6) 新株予約権の譲渡
新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要する。
- (7) 当社による新株予約権の取得
- a. 当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日において、全ての新株予約権を無償で取得することができる。
 - b. 当社は、当社取締役会が別途定める日において、非適格者以外の者が有する新株予約権の全てを取得し、これと引換えに、新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができる。この場合、非適格者以外の者は、別途、自身が非適格者でないこと等についての表明・保証条項、補償条項、違約金条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による書面を提出する。
 - c. 当社は、別途新株予約権無償割当決議で定めた場合、当社取締役会が別途定める日において、非適格者が有する新株予約権の全てを取得し、これと引換えに、当社の株式、新株予約権、金銭その他の対価のうち新株予約権無償割当決議において別途定めるものを、新株予約権無償割当決議において別途定める数または額、交付することができる。
- (8) 合併、会社分割、株式交換及び株式移転の場合の新株予約権の交付及びその条件
新株予約権無償割当決議において別途決定する。
- (9) 新株予約権証券の発行
新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。
- (10) 法令の改正等による修正
本プランの導入以後、法令の新設または改廃により、上記各項に定める条項または用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当社取締役会において、当該新設または改廃の趣旨を考慮の上、上記各項に定める条項または用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものとする。

以 上

株主総会会場ご案内略図

会場 石川県加賀市山中温泉上原町の3
当社山中工場
電話 (0761) 78 - 0222



JR北陸本線・加賀温泉駅下車 加賀温泉バス・山中温泉（河南経由）行乗車
（所要時間約30分） 上原バス停下車 徒歩1分

